

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和8年第2回宮城県登米警察署協議会
開 催 日 時	令和8年7月2日（火）午前10時55分から 午前11時50分まで
開 催 場 所	登米警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 ・ 出席委員～橘会長、志賀副会長、渡邊委員、熊谷委員 ・ 欠席委員～なし 2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、地域課長、刑事課長 交通課長、生活安全課課長代理、警備課課長代理
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

1 報告事項等

(1) 管内の治安情勢について

署長から、令和8年5月末現在における刑法犯認知・検挙状況や交通事故発生状況等、管内の治安情勢について説明がなされた。

委員： 物件事故の7割以上が単独事故になっているが、夜間帯に多いなどの特徴はあるか。

署長： 動物を回避したことによる事故、又はハンドル操作不適による事故が多い。

委員： 佐沼警察署管内で熊の出没があったが、登米警察署管内における熊の目撃状況等を伺いたい。

署長： 今年に入ってから6件の熊の目撃情報が寄せられている。
当署では、目撃情報を基に関係自治体に速報するなど連携を密にしている。また、地元住民に対しても広報活動を実施するなどの対応を行っている。

(2) 特殊詐欺対策について

生活安全課課長代理から、令和7年中における宮城県、登米市内における特殊詐欺の発生状況・手口等、さらに、警察庁推奨特殊詐欺対策アプリ、国際電話利用契約の利用休止手続、特殊詐欺撃退装置の補助金事業について説明がなされた。

委員： 交通安全母の会の会合で、地元の警察官から交通安全講話とともに、特殊詐欺の被害防止対策の講話をしてもらい、アプリの説明も受けている。

特殊詐欺被害防止に向けて、地道ではあるが草の根から広げる活動を行ってもらいたい。

署長： 今後も継続して地元住民が参加する会合の席において、広報活動を実施する。

委員： 特殊詐欺撃退装置の補助金事業の説明を受けたが、地区の住民にも説明のうえ、普及活動を行っていききたい。

生活安全課： 特殊詐欺撃退装置は、電気店において1万円前後で購入ができ、着信音が鳴る前に、自動メッセージで警告したり、通話を自動録音する機器となる。

今年度も6月1日から、購入費用の半額を補助する制度を実施している。

委員： 「闇バイト」を通じて若者が特殊詐欺等の犯罪に加担するニュースを見るが、宮城県又は登米市内に住む若者達も同じように「闇バイト」に関係している事例があるか伺いたい。

生活安全課： 令和7年、宮城県内の高校生が「闇バイト」に応募し、ミャンマーの特殊詐欺拠点に連れ去られ、保護された事案が発生している。

犯罪に加担する若者の多くはSNS等を介して「闇バイト」に応募しているため、一概に何処に住む若者が多いとは言えない。

このため、若者が「闇バイト」に巻き込まれないよう、中・高校生を対象にした広報啓発活動を実施している。

(3) 速度取締り指針について

交通課長から登米警察署における交通事故実態や取締り重点区域の設定等について説明がなされた。

委員： これまでの自転車の交通違反に対する取締り状況を伺いたい。

交通課長： 令和8年4月1日から自転車の交通違反に対する反則通告制度が始まったが、当署における反則告知の取扱いはない。

しかし、検挙に至らない指導、警告が、数件あるため、継続して広報啓発活動を実施していく。

委員： 速度取締り重点路線等について説明を受けたが、違反者は、地元住民、それ以外の人が多いのか伺いたい。

交通課長： 地元住民も速度超過、一時不停止等で取締りを受けている。一方で、著しく地元住民以外の人が多いということはない。

2 意見・要望等

なし